

建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 建設工事人材育成促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、建設労働者（技術者・技能労働者）を雇用し、人材育成を図ろうとする事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対して、当該建設労働者の賃金の一部を補助することにより、当該補助対象事業者が建設工事の担い手となる若年の建設労働者（以下「育成対象労働者」という。）を育成することを目的とする。

(補助区分)

第3条 建設工事人材育成促進事業補助金の補助区分は次の各号のとおりとする。

- (1) 育成対象労働者に対して、建設工事の技能を継承するための指導者（以下「訓練担当指導者」という。）等を通じて社内教育を実施するもの（以下「社内教育コース」という。）
- (2) 育成対象労働者に対して、県内の公共職業能力開発施設を活用し、知事が別に指定する職業訓練を実施するもの（以下「公共職業能力開発施設活用コース」という。）

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が県内であること
- (2) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）
- (3) 育成対象労働者及び訓練担当指導者と期間の定めのない常勤の雇用契約を締結していること
- (4) 育成対象労働者に対して、知事が別に定める期間内に、訓練担当指導者等を通じた社内教育や県内の公共職業能力開発施設を活用した職業訓練により、建設工事に必要な技術等の習得に向けた人材育成を図ること
- (5) 県税等の滞納がないこと
- (6) 過去に規則第2条第1項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと

(育成対象労働者)

第5条 育成対象労働者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請を行う年度の4月1日時点における年齢が34歳以下であること
- (2) 交付申請を行う年度の4月1日時点における建設業に係る建設工事に関する実務の経験が、5年以内であること
- (3) 県内に在住していること
- (4) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）

- (5) 過去に本要綱及び建設工事人材確保育成モデル事業補助金交付要綱（平成26年10月21日施行）に規定する育成対象労働者として認められたことがないこと（ただし、公共職業能力開発施設活用コースにおいて、進級する場合を除く。）

(訓練担当指導者)

第6条 訓練担当指導者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有すること
- (2) 県内に在住していること
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）

(補助の対象、補助金の交付額)

第7条 県は、第2条の目的を達成するため、建設工事に必要な技術等を承継するための計画（以下「人材育成計画」という。）を定めて人材育成を行う補助対象事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助の対象は、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 社内教育コースについては、第4条第4号に定める期間（以下「人材育成期間」という。）及び人材育成期間の開始前に県が実施する講習（以下「事前講習」という。）の間の育成対象労働者及び訓練担当指導者の賃金の一部とする。
- (2) 公共職業能力開発施設活用コースについては、人材育成期間の間の育成対象労働者の賃金の一部とする。

3 補助金の交付額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 育成対象労働者の事前講習に要する日数に、8,000円を乗じて得た額
- (2) 訓練担当指導者の事前講習に要する日数に、16,000円を乗じて得た額
- (3) 育成対象労働者の人材育成期間中の育成時間数に交付申請を行う年度の4月1日時点における香川県最低賃金価格を乗じて得た額（ただし、育成時間数の上限は480時間とし、国や地方公共団体等から賃金の補助や助成を受けることとなる時間は育成時間数に含まない。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。）

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条の規定による申請をしようとする補助対象事業者は、交付申請書（様式第1号）、人材育成計画書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）に知事が別に定める必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付申請書の受付)

第9条 交付申請書の受付期間は、知事が別に定める。

(補助金の交付の決定等)

第10条 知事は、第8条に規定する申請があったときは、その申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、補助対象事業者に対して、交付決定通知書（様

式第4号)により通知するものとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 社内教育コースについては、育成対象労働者及び訓練担当指導者（過去に事前講習を受講したことがある者を除く。）が、知事が別に定める期間において事前講習を受講すること
- (2) 社内教育コースについては、人材育成期間中、人材育成の実施状況を人材育成実施状況報告書（様式第5号）に記録すること
- (3) 人材育成計画等の変更（ただし、補助金交付申請額の20パーセント以内の減額を伴う変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと
- (4) 人材育成計画を廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと
- (5) 人材育成計画が予定の期間内に完了しない場合又は人材育成計画の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと
- (6) 人材育成計画が完了したときは、知事が定める期限までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこと
- (7) 補助金の支払を受けた後、人材育成期間の終了日の翌日から起算して1年を経過する日（以下「雇用継続確認日」という。）まで育成対象労働者と雇用契約を継続し、また、雇用継続確認日以降から知事が定める期限までに知事にその旨の報告をしなければならないこと
- (8) 補助金の支払を受けた後、雇用継続確認日までに育成対象労働者との雇用契約を解除した場合においては、速やかに知事に報告しなければならないこと
- (9) 知事の求めに応じて補助金に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助金に係る帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと
- (10) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと

(人材育成計画の変更等)

第12条 補助対象事業者は、前条第3号の規定に基づき、人材育成計画等を変更する場合には、速やかに変更承認申請書（様式第6号）に当該変更に係る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、変更承認通知書（様式第7号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(人材育成計画の廃止)

第13条 補助対象事業者は、第11条第4号の規定に基づき、人材育成計画を廃止しようとする場合には、速やかに廃止承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、当該廃止を承認するか否かを決定し、廃止承認通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第14条 補助対象事業者は、第11条第6号の規定に基づき、人材育成計画が完了したときは、実績報告書(様式第10号)に知事が別に定める必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、社内教育コースについては人材育成計画が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日までに、公共職業能力開発施設活用コースについては人材育成計画が完了した日の翌日から起算して14日を経過する日までに提出しなければならない。ただし、その日が香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条第1項に定める日(以下「県の休日」という。)の時はその直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額を確定したときは、補助対象事業者に対して、交付額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、前条に規定する交付額確定通知の日から起算して14日を経過する日までに、交付請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(雇用継続確認の報告等)

第17条 前条の規定により補助金の支払を受けた補助対象事業者(第2項に該当する者を除く。)は、第11条第7号の規定に基づき、雇用継続確認日において、育成対象労働者と継続して第4条第3号に規定する雇用契約を締結していることを、雇用継続確認報告書(様式第13号)に知事が別に定める必要書類を添付して、雇用継続確認日の翌日から起算して30日を経過する日までに、知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

2 前条の規定により補助金の支払を受け、雇用継続確認日までに育成対象労働者と第4条第3号に規定する雇用契約を解除した補助対象事業者は、第11条第8号の規定に基づき、速やかに雇用契約解除報告書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他やむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (3) 人材育成計画の遂行ができないと知事が判断したとき

- (4) この要綱若しくは規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
 - (5) その他知事が必要と認めたとき
- 2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を補助対象事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 知事は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金)

- 第20条 補助対象事業者は、第18条第1項各号の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

- 第21条 補助対象事業者は、第19条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(帳簿書類の作成等)

第22条 補助対象事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、人材育成計画を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(書類の提出)

- 第23条 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。
- 2 知事に提出する書類の提出先は、香川県土木部土木監理課とする。
- 3 書類の提出の方法は、持参又は郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）に限るものとする。

(補助金に関する調査への協力)

第24条 知事は、補助金を交付した補助対象事業者に対し、補助金に関する調査への協力を依頼することができる。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。